令和８年（フ）第３４２号
函館市弁天町19番11号　ノースヴェッセル101
債務者　田中　友紀（旧姓本多、岡崎）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４５号
函館市山の手１丁目１番12―605号
債務者　伊藤　禎子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３８４号
函館市富岡町２丁目17番30号
債務者　伊藤　幸則
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５１号
山形市若葉町12番14号　甲子ハイツＢ　103号、前住所岩手県花巻市松園町335番地２ポルタリート101号
債務者　近藤　啓太
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５２号
山形市春日町７番９号　ファミール春日201号、前住所山形市伊達城３丁目１番地23
債務者　秋場　貴広
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６８０号
名古屋市南区西又兵ヱ町４丁目９番地　第二大生荘２棟401号
債務者　浅野きよみ
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７１号
名古屋市天白区井口２丁目104番地　メゾン・ド・フランドル403号
債務者　大橋　　亮
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０８号
愛知県半田市青山５丁目４番地の12　第７サワータウン102号
債務者　稲吉　季江（旧姓　下町）
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９８２号
名古屋市北区志賀南通２丁目２番地の３　プレミアム黒川1002号
債務者　長谷川一治
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９８３号
名古屋市北区志賀南通２丁目２番地の３　プレミアム黒川1002号
債務者　長谷川順子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２０号
名古屋市緑区鳴海町字姥子山21番地の177　ジュネス有松203号、従前の住所名古屋市緑区大高町字鶴田150番地の３　アコモ大高102号
債務者　岸　　誠一
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３９８号
埼玉県久喜市久喜東５丁目６番３号　関ビル202
債務者　中村　勇登
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５４１号
さいたま市岩槻区大字笹久保539番地２
債務者　高嶋　絵里
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５８５号
埼玉県鴻巣市下忍3804番地　カーサヤマシタ204
債務者　阿部　健一
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６０４号
埼玉県飯能市大字川寺785番地　フォーブル滝田201
債務者　三浦　紀子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６１６号
埼玉県川越市南大塚４丁目10番地15　（ムサシノコーポ203号室）、前住所埼玉県川越市大字安比奈新田54番地25
債務者　吉澤めぐみ（旧姓城下）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部